

# ラオックスメンバーズカードセゾン特約

## 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がラオックス株式会社(以下「ラオックス」という)と提携して発行するクレジットカードをラオックスメンバーズカードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

## 第2条(カードの発行)

ラオックスが組織・運営するラオックスメンバーズカードのお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

## 第3条(会員資格の喪失)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(7)会員がラオックスメンバーズカードの会員資格を取り消された場合、もしくは会員がラオックスメンバーズカードを退会された場合は、本カードの会員資格を取り消され、(3)に従うものとします。

## 第4条(適用除外)

会員はラオックスメンバーズカード利用規約 第5条【会員カードの紛失・破損等】(2)、第9条【情報提供等】については適用を受けないものとします。また、会員はラオックスメンバーズカード利用規約 第7条【会員の都合による退会】については後段の累積ポイントの消滅に関する規定を除き、適用を受けないものとします。

## 第5条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

## 第6条(お届け出事項の変更)

会員は入会申込時の記入事項に変更があった場合、すみやかに当社及びラオックスへ変更の手続きをおとりいただきます。

## 第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。